## 第 75 号

熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定について 熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例を次のように制定することと する。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例

熊本県林業研究・研修センター条例(昭和36年熊本県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「10円以上190円以下」を「20円以上210円以下」に、「2,930円」を「2,940円」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

熊本県林業研究・研修センターの設備使用料の算定に係る経費の単価の見直しに伴い、 使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。